

8章 計画の実施にあたって

1. 計画の評価方法

計画の評価については、KDB システム等の情報を活用し、5 章 3. (1) 生活習慣病の予防及び 7 章 保健事業の実施計画で各事業別に記載した目標の数値により評価するものとします。

2. 計画の見直し

計画期間の最終年度(平成 29 年度)に、計画に掲げる目標の達成状況及び事業の実施状況に関する内容の確認及びデータ分析を行い、実績に関する評価を行います。

結果は、計画(目標値の設定、取り組むべき事業等)の内容の見直しに活用し、次期計画策定時の参考とします。

なお、見直しにあたっては、健康福祉部内の関係課職員(専門職等)と情報の共有化を図り、連携のもと行います。

3. 計画の公表・周知

策定した計画は、市の広報紙やホームページ等に掲載し、周知を図るとともに、市役所内及び市内公共機関に計画文書を設置します。

4. 事業運営上の留意事項

本計画の実施にあたっては、健康部門及び介護部門などの関係部署と共通認識を持ち、連携のもと課題解決に取り組みます。

5. 個人情報の保護

本市における個人情報の取り扱いは、白井市個人情報保護条例及び国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成 17 年 4 月 1 日厚生労働省)に定めるところに従い、適正に管理します。

6. その他策定に当たっての留意事項

データ分析に基づく保険者の特性を踏まえた計画を策定するため、千葉県国民健康保険団体連合会が実施するデータヘルス計画に関する研修等に、事業運営にかかわる担当者が積極的に参加するとともに、市の担当者が事業推進に向けて協議、検討します。